

(別紙表面)

[illegible]

当該「巡回健診実施計画届」の対象であるかの確認

○医療機関外 の 場所で行う健康診断等の取扱いについて（抄） （平成 7 年11月29日 健政発第927号 厚生省健康政策局長通知）

1（1） 次のアからウまでのいずれをも満たす巡回健診等の実施については、新たに診療所開設の 手続を要しないものとする こと。

ア	① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法等に基づく健康診断
	② 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく 特定健康診査及び医療等以外の保健事業としての健康診査
	③ 保険者からの委託に基づく健康診断
	④ 公共的な性格を有する定型的な健康診断
	⑤ 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種（予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む）
	⑥ 地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血のみを実施する巡回健診（疾病の治療を前提としたものを除く。）
イ	当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行われるものであること。
ウ いずれか満たすもの	（ア）巡回健診等を目的とした車輛又は船舶であって当該車輛又は船舶内において健康診断、予防接種又は採血を行うことができる構造設備となっているもの（以下「移動健診等施設」という。）を利用する場合
	（イ）移動健診等施設以外の施設を利用して行われる巡回健診等であって、定期的に反覆継続（おおむね週二回以上とする。なお、同日中に複数の場所で実施する場合については、一回の巡回健診等とみなす。）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行われることのないもの

2 巡回健診等が 1（1）に該当しない場合には、従来どおり巡回健診等の実施場所ごとに診療所開設の手続をとるものとする こと。

（よい例）

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
南風原町A		南風原町B			南風原町C	
11	12	13	14	15	16	17
南風原町A		南風原町B			南風原町C	
18	19	20	21	22	23	24
南風原町A		南風原町B			南風原町C	
25	26	27	28	29	30	31
南風原町A		南風原町B			南風原町C	

（わるい例）

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
	南風原町A	南風原町A				
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
	南風原町A	南風原町A				
25	26	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
南風原町A				南風原町A		
11	12	13	14	15	16	17
南風原町A				南風原町A		
18	19	20	21	22	23	24
南風原町A				南風原町A		
25	26	27	28	29	30	31
南風原町A				南風原町A		

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
	南風原町A	南風原町A	南風原町A			
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31